

輪島市立地適正化計画

令和7年3月

輪 島 市

目 次

1. 立地適正化計画とは	1
1-1 立地適正化計画とは	1
1-2 立地適正化計画の位置づけ	2
2. 輪島市の現状と課題	3
2-1 輪島市の現状	3
2-2 輪島市の課題	35
3. 立地適正化計画の基本方針	41
3-1 市街地整備の方向性	41
3-2 公共交通ネットワークの充実に向けた方向性	43
3-3 立地適正化計画の基本方針	44
3-4 立地適正化計画区域の設定	46
3-5 立地適正化計画の計画期間	46
4. 誘導区域及び誘導施設の設定	47
4-1 居住誘導区域の設定	47
4-2 都市機能誘導区域の設定	55
4-3 誘導施設の設定	59
4-4 地域生活拠点	61
5. 防災指針の検討	63
5-1 防災指針とは	63
5-2 基本的な考え方	64
5-3 各種ハザードの概要把握（都市計画区域）	65
5-4 居住誘導区域における災害リスク分析	67
5-5 取組方針の検討	82
5-6 取組スケジュールと目標値	83
6. 誘導施策等の設定	86
6-1 居住誘導のための施策	86
6-2 都市機能誘導のための施策	89
6-3 低未利用土地の利用等における指針	90
6-4 公共交通ネットワークの充実のための施策	91
7. 建築等の届出	93
7-1 居住誘導区域外	93
7-2 都市機能誘導区域外	94
8. 目標値の設定及び計画の評価	96
8-1 目標値の設定	96
8-2 計画の評価	98
参考資料	99

1. 立地適正化計画とは

1-1 立地適正化計画とは

わが国では、急速な少子高齢化を背景に、今後加速度的に人口減少が進むことが予測されるため、高齢者や子育て世代が安心して健康で快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面における持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした背景から、住民や民間事業者と行政が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、都市再生特別措置法が一部改正され（平成26年8月施行）、市町村は立地適正化計画を策定することが可能になりました。（法第81条第1項）

この計画は、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の配置や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、福祉や交通も含めて都市全体の構造を見直すことで高齢者をはじめとする住民が生活利便施設を利用しやすくなるなど「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指すための計画です。

また、近年の頻発、激甚化する自然災害を受けて、防災・減災を主流にした安全・安心な社会づくりが強く求められており、都市再生特別措置法の改正（令和2年9月施行）により、立地適正化計画に防災・減災対策を位置づける防災指針が制度化されました。

輪島市においても少子高齢化を背景に人口減少が進んでおり、地域社会の維持や労働力の減少、地域経済の衰退等、様々な影響が懸念されています。本市の最上位計画である「第2次輪島市総合計画」（後期基本計画：令和4年3月策定）で掲げた目標を達成するとともに、安全で効率的かつ利便性の高い都市の形成を図るため、「輪島市立地適正化計画」を改定します。なお、今回の改定は、“令和6年能登半島地震”の発生前における各種情報等に基づいて誘導区域、誘導施策の見直し、防災指針を追加するものです。一方で、今回の地震を踏まえた誘導区域等の見直しも急務であることから、早急に検討・整理を行った上で再度改定することとしています。

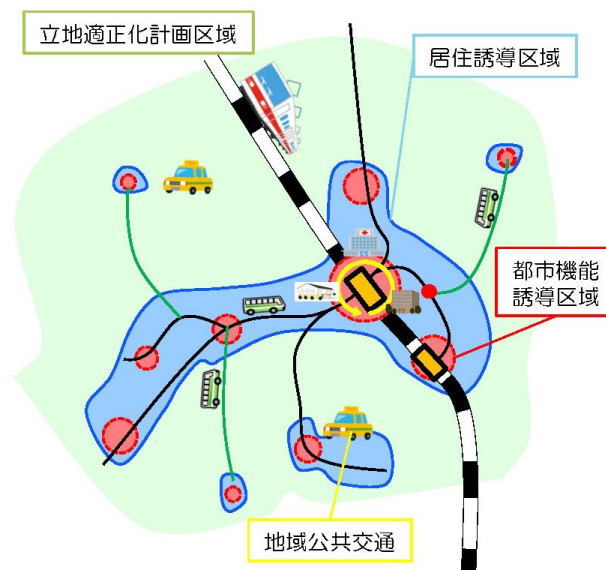


図. 立地適正化計画のイメージ

1-2 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、市町村の総合計画や都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれなければなりません。（都市再生特別措置法第81条第17項）

立地適正化計画の記載事項は以下のとおりです。法定事項が記載された立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。（都市再生特別措置法第82条）

表. 立地適正化計画の記載事項

記載することとされている項目（都市再生特別措置法第81条第2項）
① 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
② 居住誘導区域、居住誘導区域に居住を誘導するための市町村の施策
③ 都市機能誘導区域、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下、誘導施設）、都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための市町村の施策
④ 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業等
⑤ 都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）
⑥ ②・③の施策、④の事業等、⑤の指針に基づく取組の推進に必要な事項
⑦ そのほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

本市における立地適正化計画の位置づけは以下のとおりです。

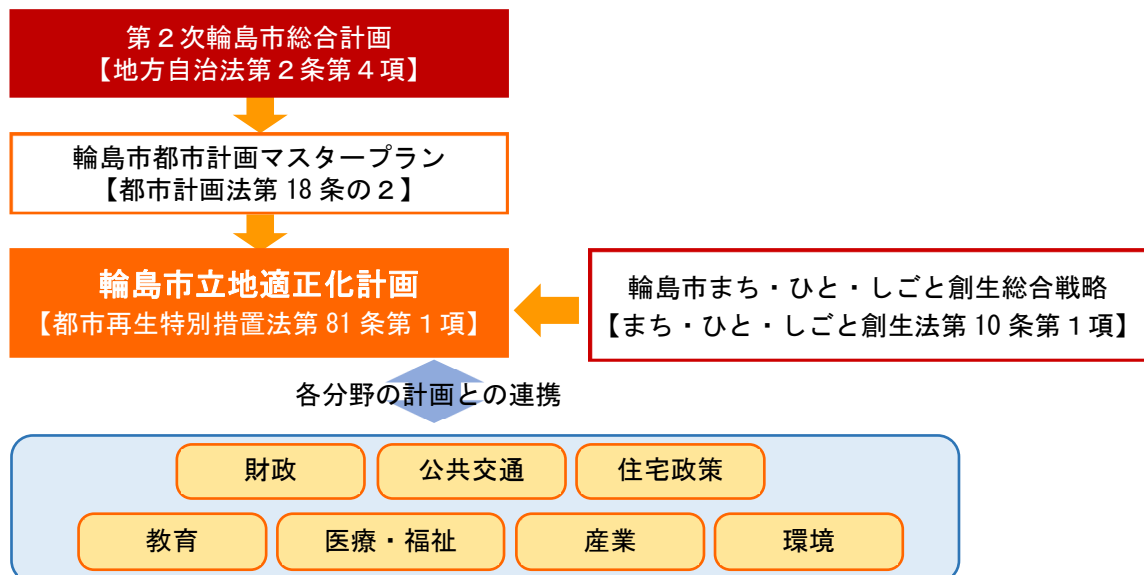


図. 輪島市立地適正化計画の位置づけ